下関市衛生検査所精度管理専門委員設置要綱

下関市衛生検査所精度管理専門委員会設置要綱（平成２３年１０月２４日制定）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、衛生検査所における検査精度の質的向上を図るために、下関市衛生検査所精度管理専門委員（以下「委員」という。）を設置し、その取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　委員は、５名以内とし、精度管理に関して相当の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（身分）

第３条　委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第２号に基づく非常勤職員（特別職）とする。

２　委員は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７４条に規定する専門委員とする。

（職務）

第４条　委員は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）精度管理に関して保健所長に助言すること。

（２）衛生検査所の実態分析を行うこと。

（３）保健所長が行う衛生検査所の立入検査に同行し、精度管理の面から指導監督を行うこと。

（４）保健所長が衛生検査所に対して指示を行う際、助言すること。

（５）その他精度管理について必要な事項。

（任期）

第５条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第６条　保健所長は、委員の意見又は助言を求める必要がある場合には、会議を招集することができる。
（報酬及び費用弁償）
第７条　委員の報酬及び費用弁償は、下関市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１７年条例第５０号）及び専門委員及び附属機関を組織する委員等の報酬額に関する規則（平成１７年規則第３０号）の規定による。
（遵守事項）
第８条　委員は次の事項を遵守しなければならない。
（１）市長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
（２）職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
（３）市の非常勤職員として信用を傷つけ、又不名誉な行為をしないこと。
（庶務）
第９条　委員の庶務は、下関市立下関保健所保健医療政策課において処理する。
（委任）
第１０条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は、保健所長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は平成３０年９月２０日から施行する。